

ユニット型介護予防短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム竜成園 運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人竜成園が設置運営するユニット型介護予防短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム竜成園（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定居宅介護サービスに該当する短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営方針)

第3条 事業者は、事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該事業の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

2 事業者は、利用者の心身の状況、家族の疾病、冠婚葬祭、および出張等の理由により、又利用者家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、事業の提供を行う。

3 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者との密接な連携により、事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次の通りとする。

特別養護老人ホーム竜成園（以下、「事業所」という。）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は、次のとおりとする。

茨城県龍ケ崎市半田町1 3 8 8 番地

(定員)

第6条 事業所の利用定員は10名とする。

但し、介護老人福祉施設のベッドが入院等により空きが生じた場合は、その数により利用できる。

(従業者の区分及び定数)

第7条 事業所に次の従業者を置く。

一 管理者	1名
二 事務員	必要数
三 管理宿直員	必要数
四 医師	必要数
五 生活相談員	1名以上
六 介護支援専門員	1名以上
七 看護師	1名以上
八 機能訓練指導員	1名以上
九 介護職員	4名以上
十 管理栄養士又は栄養士	1名以上
十一 調理員	必要数

(職務)

第8条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務員

事業所の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 介護支援専門員

入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護師

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善又は、その減退を防止するための訓練を行う。

八 医師

入所者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 管理栄養士・栄養士

入所者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

十 調理員

入所者に提供する食事の調理業務に従事する。

十一 管理宿直員

夜間の事業所保安全管理、警備を行う。

(入所者に対する施設サービスの内容)

第9条 入所者に対するサービスの内容は次の通りとする。

一. 日常生活上の援助

利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄、離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。

二. 健康管理

医師及び看護師により常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

三. 機能訓練サービス

利用者の心身の状況などを踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

四. 入浴サービス

週2回以上、適切な方法により入浴又は清拭を行う。

・入浴形態

一般入浴による入浴、特殊浴槽による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

衣類着脱、身体の清拭、洗髪、洗身

その他必要な介助

五. 食事サービス

準備、後始末の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

六. 相談、助言等に関する事

事業所は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

七. 事業所は入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族について行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

八. 事業所は教養娯楽設備等を備え、入所者の希望によりレクリエーションを行う。

(短期入所生活介護計画の作成等)

第10条 予防短期入所生活介護計画の作成に当たり、介護支援専門員又は生活相談員は、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営む事ができ

るように入所者およびその家族の希望、解決すべき課題に基づき、目標、達成時期、内容、留意すべき事項等記載した短期入所生活介護計画の原案を作成する。

二．短期入所生活介護計画の作成、変更の際には入所者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

三．利用者に対し、短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（サービスの利用料及び費用等）

第 11 条 サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担によるサービスのほか、次の各号に掲げる事項については、入所者から費用の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用

四 理美容代

五 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、入所者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 管理者は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、入所者又は身元引受人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。又、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市の一部（江戸崎地区・新利根地区）、河内町、利根町とする。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ法人が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの措置を講ずる。

（非常災害対策）

第 14 条 事業所は消火設備その他、非常災害に際して必要な設備を設け、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（記録の整備）

第 15 条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければなら

い。また、利用者に対する指定介護予防生活介護の提供に関する諸記録は県条例に定めるものを整備し、介護予防短期入所生活介護を提供した日から5年間保存する。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第17条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 施設は、従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
2. 階層別研修 随時

二、従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する

三、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人竜成園と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行適用する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日一部改正する。

この規程は令和元年 10 月 1 日一部改正する。

この規程は令和 2 年 4 月 1 日一部改正する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日一部改正する。

この規程は令和 4 年 5 月 1 日一部改正する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日一部改正する。

この規程は令和 6 年 8 月 1 日一部改正する。

この規程は令和 7 年 8 月 1 日一部改正する。

第11条関係（別表）

1 食費・滞在費の費用

（1）介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1445円／日 (朝食399円、昼食523円、夕食523円)	
滞在に要する費用	ユニット型個室 2066円／日	

（2）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円／日 第2段階認定者 390円／日 第3段階認定者① 650円／日 第3段階認定者② 1360円／日	
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 820円／日 第2段階認定者 ユニット型個室 820円／日 第3段階認定者 ユニット型個室 1310円／日	

2 その他の費用

料金の種類	金額	備考
理美容代	実 費	
余暇活動費	実 費	
特別な食事の費用	実 費	
文書発送料	実 費	
衛生材料品	実 費	
旅立ちセット	実 費	
文書発送料	実 費	
キャンセル代	1000円／回	
おやつ代	100円／日	
複写物の交付代	10円／枚	
移送に要する費用	15km未満 50円／km 15km以上 100円／km加算	
買い物代行	100円／回	
付き添い	1時間あたり 800円 18時～22時 1000円 22時～7時 1500円	

入退所受付時間外対応 割り増し料金	1 8時30分～8時30分 30分未満 500円 30分超毎 500円追加	
電気代	20円／日（一台につき）	
利用料口座振替サービス	1回 70円	

サービス利用に当たっての留意事項

1. 食事

当施設では栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状態及び、嗜好を考慮した食事を提供します。また、利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食 7：30 昼食 12：00 夕食 17：45

2. 入浴

利用者の身体の状態に合わせ、適切な方法（特別浴、中間浴、一般浴）により入浴を行います。やむを得ず不可能な場合には清拭を行います。

（入浴日）毎週月・木曜日 または 毎週火・金曜日 利用者一人につき週2回

3. 介護

介護は利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、身体能力を最大限活用した援助を行います。

（1）利用者の心身の状況に応じて、適切な方法にて排泄の自立に必要な援助を行う。

（2）利用者の心身の状況に応じて、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

（3）おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り換える。

4. 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況などを踏まえ、日常生活を送る上必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

5. 健康管理

医師及び看護職員が、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を行います。

6. 身体拘束

原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載します。

7. 相談及び援助について

生活相談員が、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言を行います。